

平成30年度決算に係る

定期監査調書

令和元年7月

東部県税事務所

## 目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項(口頭指摘を含む。)に対する処理状況	1頁
3	組織及び業務調べ	1頁
4	職員の定員、現員調べ	1頁
5	役付職員の調べ	2頁
6	主な事業に関する調べ	3頁
7	収入証紙取扱額調べ	6頁
8	収入事務処理状況調べ	7頁
	(1) 分担金及び負担金	
	(2) 使用料	
	(3) 手数料	
	(4) 財産収入	
	(5) 諸収入	
	(6) 現金の取扱状況	
9	収入未済額調べ	9頁
10	未収金回収促進のための取り組み状況調べ	13頁
11	不納欠損処分調べ	17頁
11	-2 延滞金の処理	21頁
12	負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ	22頁
	(1) 負担金	
	(2) 補助金	
	(3) 交付金	
	(4) 委託料	
13	工事請負費調べ	25頁
14	財産に関する調べ	25頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の受払状況	
15	財産の貸付及び使用許可調べ	26頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
16	借受不動産明細調べ	26頁
17	職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	26頁
	(1) 職員住宅	
	(2) 職員駐車場	
18	寄附物件の受納状況調べ	26頁
19	備品の処分状況調べ	26頁
20	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	27頁
	(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	
	(2) 物品の照合	
個別調査事項	9収入未済額調べ・10未収金回収促進のための取り組み状況・11不納欠損処分調べ 11不納欠損処分調べ・11-2延滞金の処理	
○ 意見・要望等		27頁

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項  
該当なし

(2) 監査意見  
該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

該当なし

3 組織及び業務調べ

課名	係（担当）名	課の主な所掌事務
収税課	税務管理担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>県税（自動車税及び自動車取得税を除く）に係る徴収金の督促、収納及び過誤納金の還付又は充当に関すること。</li> <li>口座振替及び納税証明書の交付に関すること。</li> </ul>
	徴収担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>県税（自動車税及び自動車取得税を除く）に係る徴収金の徴収、滞納処分、延滞金の減免及び犯則取締りに関すること。</li> <li>個人住民税の徴収引継ぎ及び滞納整理に関すること。</li> <li>地方税滞納整理機構東部支部の滞納整理事務に関すること。</li> </ul>
	自動車税担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課及び課税免除、減免、督促及び収納、犯則取締り並びに徴収、滞納処分に関すること。</li> </ul>
課税課	事業税担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>県税（自動車税及び自動車取得税を除く）に係る徴収金の賦課及び課税免除、減免に関すること。</li> </ul>
	不動産取得税担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>県税（自動車税及び自動車取得税を除く）に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関すること。</li> </ul>

4 職員の定員、現員調べ

（平成31年4月1日現在）

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
	当該年度	30.4.1現在	当該年度	30.4.1現在	当該年度	30.4.1現在	当該年度	30.4.1現在	
定員	30	31					30	31	
現員	(3) 30	(2) 30					(3) 30	(2) 30	育休1、休職2
過不足(△)		△1						△1	
臨時職員									
非常勤職員	4	5					4	5	

## 5 役付職員の調べ

(令和元年7月1日現在)

職名	氏名	在職期間		備考
所長	七里 誠人	年 1	月 3	
副所長兼収税課長	遠藤 忠敏	0	3	出納員
課税課長	白岩 達男	1	3	
収税課課長補佐	長谷川 圭一	1	3	
収税課課長補佐	町 鉄男	3	3	
課税課課長補佐	牧田 潤一	1	3	課税課事業税担当係長 3年

6 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
1 県税徴収率の維持・向上				
鳥取元気プロジェクト				
元気づくり総合戦略				

(概要)

収入額 H30 (R1.5.31現在) 19,288,242千円 (対前年 1,169,324千円減)  
 H29 (H30.5.31現在) 20,457,566千円

※詳細は、「10 未収金回収促進のための取り組み状況調べ」に記載

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

自主財源の最大限の確保及び納税秩序の確立

(イ) 事業の実施状況

市町が賦課徴収する個人県民税を除く県税については、効率的かつ効果的な滞納整理の実践と進捗管理を徹底し、近年、収入未済件数を大幅に縮減し、高い徴収率を維持している。

<滞納整理の基本方針>

- ① 早期に財産調査、納税折衝等を開始する。
- ② 時機を失することなく滞納者の実態を把握し、適切な納税指導を行う。
- ③ 納税資力があるにもかかわらず、納税意識の希薄な滞納者については、早期かつ厳正な滞納処分を実施する。
- ④ 定期的に滞納整理の進捗状況をヒアリングし、進行管理を徹底する。

<徴収率の推移(地方法人特別税を除く。)>

(単位：%)

区分	19年度	28年度	29年度	30年度
東部県税事務所	97.7	98.4	98.7	98.8
(個人県民税を除く)	99.0	99.8	99.9	99.8
鳥取県税全体	97.9	98.7	98.9	99.0
(個人県民税を除く)	98.9	99.6	99.6	99.6

※いずれの数字も出納整理期間終了時点(5月末)のもの。

※所得税から個人住民税への税源移譲があった19年度と直近3年間を比較したもの  
 (以下の各表とも同様)

<収入未済状況の推移(地方法人特別税を除く。)>

(単位：件、千円)

区分		19年度		28年度		29年度		30年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
東部県税事務所 (個人県民税を除く)	現年	682	79,377	243	11,512	165	7,359	112	12,528
	滞繰	983	72,378	216	10,402	236	10,514	184	8,191
	計	1,665	151,755	459	21,913	401	17,873	296	20,719
うち 自動車税	現年	601	22,837	190	7,259	130	4,675	85	3,049
	滞繰	493	18,968	153	5,825	171	6,717	127	5,678
	計	1,094	41,805	343	13,084	301	11,392	212	8,727

<差押実施件数の推移>

(単位：件)

区分	19年度	28年度	29年度	30年度
自動車税	323	331	313	239
その他の税目	105	145	255	231
合計	428	476	568	470

イ 平成30年度の実施に当たり改善等に取り組んだ点

(ア) 地方税法第48条による徴取引継等

① 地方税法第48条による個人住民税徴取引継

個人県民税未済額のうち高いシェア(約2億円 99.3%)を占める鳥取市を含める1市2町を対象とし、前年度より多くの案件の引継を受け、財産調査結果の客観的分析により、滞納処分か納税緩和措置のいずれかに進む等債権整理を積極的に実施した。

② 地方税滞納整理機構(個人住民税)徴収方針会議

機構相互併任を活用し、地方税法第48条徴取引継による直接徴収の補完業務として、地方税法第46条の規定に基づき、鳥取市、岩美町及び八頭町の個人住民税滞納事案の徴収方針決定、進捗管理及び共同徴収(一部案件)を実施し、個人住民税の徴収率の向上を図った。

(イ) 市町連携及び個別支援

鳥取県地方税滞納整理機構(県・市町の共通滞納者への共同滞納整理を実施するため、平成22年4月に設立)の取組に加え、県税と管内市町と合同徴収方針会議を実施する等の実情に応じた個別具体的な支援を検討、実施し、徴収率の向上に努めた。

ウ 成果及び効果

滞納整理の基本方針に基づき、自主財源の最大限の確保及び納税秩序の確立を図った。

(ア) 財産調査の早期着手

滞納処分若しくは納税緩和措置を中心とする滞納整理を推進するため、迅速な財産調査を実施、滞納者の財産状況把握を図り、最新調査結果を滞納整理に活用した。

(イ) 厳正な滞納処分

早期に財産等の十分な調査を行い、納付能力の有無等を確認したことにより個々の滞納者の状況把握ができ、適切な納税指導と厳正な滞納処分に繋がった。

エ 課題

(ア) 個人県民税徴収対策

平成30年度決算での個人県民税収入未済額は、県税滞納額の90.7%を占め、前年度より1.8ポイント減少はしているが、依然高い水準である。一方で平成30年度決算での個人県民税を除いた税目の徴収率は、99.8%と高い水準を維持しており、県税事務所の徴収努力による他税目の税収確保は限界にある。このため県税滞納額の大部分を占める個人県民税の徴収対策が恒常的な課題であり、継続的な市町連携と支援が必要。

(イ) 市町連携及び個別支援

県と市町の連携や支援の強化により、管内市町の徴収能力は向上しつつあるが、まだ取組姿勢や体制にばらつきがあり、今後も各市町の実態に応じた支援を行う必要がある。

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	一般財源	その他
2 未登録・不申告法人対策				
鳥取元気プロジェクト				
元気づくり総合戦略				
(概要)				
ア 目的及び事業の実施状況				
(ア) 目的				
未登録法人(県内に事務所等を設置して事業を行っているが、法人設立届を提出しておらず、法人県民税・事業税の申告実績がない法人)の捕捉調査を行うとともに、不申告法人(法人登録はあるが、決算期が到来し、法人二税の申告期限を経過してもなお、申告書を提出していない法人)に対する申告指導及び督励を行い、適正・公平な課税及び自主財源確保を図る。				
(イ) 事業の実施状況				
①未登録法人の捕捉に向けて、国税データと県登録法人の照合及び法人登記情報の収集(毎月)、管内市町の法人登録台帳との照合(年1回)を実施。また、新聞折込広告を活用した捕捉調査を本年度から開始。				
②不申告法人については、税務電算システムから毎月配信される不申告リストを基に、電話・訪問等による申告指導(督励)と実態把握のための現地調査を実施。				
イ 平成30年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点				
不申告法人対策について、次のとおり市町との連携を推進した。				
(ア)法人稼働状況の早期把握と市町との重複事務解消のため、市町と現地調査の分担を実施。【郡部は各町が担当。市部は、国府町、福部町及び旧市内千代川以东を県が担当。旧気高郡、河原町、用瀬町、佐治町及び旧市内千代川以西を市が担当。】				
(イ)法人の休廃業に関する申し立てが、県と市町のいずれか一方への届出で済むよう、申立書の共通書式化と受付後の情報共有を開始。				
ウ 成果				
(ア)登記情報から29法人を捕捉して登録。また、市との台帳調査で捕足した2法人と新聞折込広告で捕足した1法人については、未登録期間に係る期限後申告書の提出に繋げた。				
(イ)不申告法人対策の成果は下表のとおり。不申告法人の発生件数が増加しており、年度末時点での不申告法人数は昨年度より29法人増加。				
〔不申告法人数〕				
H30.3.31時点		H31.3.31時点		
H29年度延べ不申告法人数(A)	184	H30年度延べ不申告法人数(A)	205	
期限後申告法人数(B)	100	期限後申告法人数(B)	80	
除却保留法人数(C)	20	除却保留法人数(C)	22	
決定処分(D)	12	決定処分(D)	22	
差引(A-B-C-D)	52	差引(A-B-C-D)	81	
※H23年度末不申告法人数 200法人(ピーク)				
エ 課題				
(ア)未登録法人対策				
より一層効果的且つ効率的な捕捉調査手法の検討が必要。				
(イ)不申告法人対策				
進捗管理方法の見直し、PDCAサイクルを明確化した年間スケジュールの策定並びに申告指導(督励)に応じない稼働不申告法人に対する効率的な決定処分方法の確立。				

7 収入証紙取扱額調べ

(令和元年5月31日現在)

目	収入科目		件数(件)	単価(円)	証紙はりつけ額(円)	備考
	節	細節				
自動車税	現年課税分		16,121	—	286,231,600	
		計(節)	16,121		286,231,600	
	目計		16,121		286,231,600	
自動車取得税	現年課税分		26,571	—	885,979,200	
		計(節)	26,571		885,979,200	
	目計		26,571		885,979,200	
狩猟税	現年課税分	一種銃猟免許	15	16,500	247,500	一種(ライフル等)
		一種銃猟免許 (許可捕獲者)	68	8,200	557,600	一種(ライフル等)
		一種銃猟免許(減免)	2	11,000	22,000	一種(ライフル等)(県民税所得割の納付を要しない者)
		一種銃猟免許(減免) (減免対象者のうち許可捕獲者)	22	5,500	121,000	一種(ライフル等)(県民税所得割の納付を要しない者)
		二種銃猟免許	4	5,500	22,000	二種(空気銃等)
		二種銃猟免許 (許可捕獲者)	10	2,700	27,000	二種(空気銃等)
		網わな	47	8,200	385,400	網わな(ワナ等)
		網わな(許可捕獲者)	243	4,100	996,300	網わな(ワナ等)
		網わな(減免)	9	5,500	49,500	網わな(ワナ等)(県民税所得割の納付を要しない者)
		網わな(減免) (減免対象者のうち許可捕獲者)	100	2,700	270,000	網わな(ワナ等)(県民税所得割の納付を要しない者)
		計(節)	520		2,698,300	
		目計	520		2,698,300	



(令和元年5月31日現在)

目	収入科目		件数(件)	単価(円)	証紙はりつけ額(円)	備考
	節	細節				
総務手数料	徴税手数料	納税証明書 交付手数料	2,382	400	952,800	
		免積軽油使用者証 交付手数料	109	400	43,600	
		計(節)	2,491		996,400	
	目計		2,491		996,400	
	合計		45,703		1,175,905,500	

8 収入事務処理状況調べ

(1) 分担金及び負担金 該当なし

(2) 使用料 該当なし

(3) 手数料

(令和元年5月31日現在)  
(単位:円)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令等	備考
	節	細節							
総務手数料	徴税手数料	納税証明書交付手数料	57	38,800	38,800	0	0	県税条例 第16条第3項	
		計(節)	57	38,800	38,800	0	0		
		目計	57	38,800	38,800	0	0		
	合計		57	38,800	38,800	0	0		

(4) 財産収入 該当なし

## (5) 諸収入

(令和元年5月31日現在)  
(単位:円)

収入科目	目	目	目	目	件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令等	備考
延滞金	目	節	延滞金	1,770	16,258,987	12,894,583	61,696	3,302,708	地方税法第56条第2項他		
				計(節)	1,770	16,258,987	12,894,583	61,696	3,302,708		
				目計	1,770	16,258,987	12,894,583	61,696	3,302,708		
加算金	目	節	加算金	19	109,200	109,200	0	0	地方税法第72条の46第1項他		
				40	327,100	103,800	202,200	21,100			
				81	7,697,397	7,104,997	0	592,400			
				計(節)	140	8,133,697	7,317,997	202,200	613,500		
目計	140	8,133,697	7,317,997	202,200	613,500						
地方法人特別税	目	節	地方法人特別税	3,889	101,028,264	81,227,207	558,900	19,242,157	地方法人特別税等に関する暫定措置法		
				計(節)	3,889	101,028,264	81,227,207	558,900	19,242,157		
				目計	3,889	101,028,264	81,227,207	558,900	19,242,157		
雑入	目	節	雑入	95	3,130	3,130	0	0			
				1	5,740	5,740	0	0			
				80	39,700	39,700	0	0			
				176	48,570	48,570	0	0			
				計(節)	176	48,570	48,570	0	0		
目計	176	48,570	48,570	0	0						
合計											
合計					5,975	125,469,518	101,488,357	822,796	23,158,365		

(6) 現金の取扱状況  
ア 現金取扱状況

(令和元年5月31日現在)

収入科目(節)	収入済額(円)	件数(件)	備考
県税	83,547,892	2,597	県税収入(延滞金、加算金を含む)
手数料	38,800	57	納税証明書交付手数料
雑入	3,130	92	コピー代
合計	83,589,822	2,746	

## イ つり銭の状況

(令和元年5月31日現在)

つり銭の有無	有	つり銭の額(円)
		100,000

9 収入未済額調べ 【個別調査】

(1) 県税未収金 (令和元年5月31日現在)

① 過年度分

年度区分	税目	前年度からの繰越		当 該 年 度				翌年度繰越		備考				
		過年度未収額	件数	繰越後の減額	件数	減額後調定額	件数	収入額	件数		不納欠損額	件数	未収額	件数
S57	不動産取得税	4,800	1			4,800	1					4,800	1	生前贈与4,800(1)
S58	不動産取得税	14,640	1	14,640	1									
S59	不動産取得税	9,000	1			9,000	1					9,000	1	生前贈与9,000(1)
S60	不動産取得税	29,760	1			29,760	1					29,760	1	生前贈与29,760(1)
S61	不動産取得税	142,460	4			142,460	4					142,460	4	生前贈与142,460(4)
S62	不動産取得税	76,080	2			76,080	2					76,080	2	生前贈与76,080(2)
H1	不動産取得税	47,500	2			47,500	2					47,500	2	生前贈与47,500(2)
H2	不動産取得税	152,600	3			152,600	3					152,600	3	生前贈与152,600(3)
H3	不動産取得税	28,900	1			28,900	1					28,900	1	生前贈与28,900(1)
H4	不動産取得税	165,900	3			165,900	3					165,900	3	生前贈与165,900(3)
H6	不動産取得税	87,100	1			87,100	1					87,100	1	生前贈与87,100(1)
H9	不動産取得税	118,800	1			118,800	1					118,800	1	生前贈与118,800(1)
H10	不動産取得税	21,700	1			21,700	1					21,700	1	生前贈与21,700(1)
H11	不動産取得税	30,200	1			30,200	1					30,200	1	生前贈与30,200(1)
H13	不動産取得税	113,600	2			113,600	2					113,600	2	生前贈与113,600(2)
H14	不動産取得税	87,400	2			87,400	2					87,400	2	生前贈与87,400(2)
H15	不動産取得税	225,000	5			225,000	5					225,000	5	生前贈与225,000(5)
H16	不動産取得税	84,100	3			84,100	3					84,100	3	生前贈与84,100(3)
H18	不動産取得税	12,600	1			12,600	1					12,600	1	生前贈与12,600(1)
	自動車税	65,100	1			65,100	1		65,100	1				
	小計	77,700	2			77,700	2		65,100	1		12,600	1	
H19	不動産取得税	25,400	1			25,400	1					25,400	1	生前贈与25,400(1)
	自動車税	56,300	2			56,300	2		56,300	2				
	小計	81,700	3			81,700	3		56,300	2		25,400	1	
H20	自動車税	114,004	4			114,004	4		114,004	4				
H21	自動車税	96,048	5			96,048	5		17,848	3		78,200	2	
H22	自動車税	205,939	5			205,939	5	65,839	2	84,000	2	56,100	1	
H23	自動車税	94,200	3			94,200	3	74,100	2	20,100	1			
H24	不動産取得税	55,100	2			55,100	2					55,100	2	生前贈与55,100(2)
	自動車税	128,600	3			128,600	3	36,100	1	60,100	1	32,400	1	
	小計	183,700	5			183,700	5	36,100	1	60,100	1	87,500	3	
H25	自動車税	870,287	23			870,287	23	246,900	6	516,487	14	106,900	3	
	小計	870,287	23			870,287	23	246,900	6	516,487	14	106,900	3	
H26	不動産取得税	81,700	1			81,700	1					81,700	1	
	自動車税	1,020,300	24			1,020,300	24	71,500	3	333,300	9	615,500	12	
	小計	1,102,000	25			1,102,000	25	71,500	3	333,300	9	697,200	13	
H27	法人県民税	35,982	2			35,982	2			35,982	2			
	法人事業税	191,933	2			191,933	2	154,933	1	37,000	1			
	個人事業税	140,974	4			140,974	4	41,700	2			99,274	2	執行停止99,274(2)
	不動産取得税	17,500	1			17,500	1					17,500	1	生前贈与17,500(1)
	自動車税	1,501,057	32			1,501,057	32	262,061	4	76,700	5	1,162,296	23	
	小計	1,887,446	41			1,887,446	41	458,694	7	149,682	8	1,279,070	26	
H28	法人県民税	167,600	10			167,600	10	62,600	5	105,000	5			
	法人事業税	171,000	1			171,000	1	171,000	1					
	個人事業税	238,400	1			238,400	1					238,400	1	執行停止238,400(1)
	不動産取得税	1,218,536	4	1,053,100	1	165,436	3					165,436	3	生前贈与 25,600(2)
	自動車税	2,565,601	69	76,500	1	2,489,101	68	1,063,321	33			1,425,780	35	

年度 区分	税 目	前年度からの繰越		当 該 年 度						翌年度繰越		備考		
		過年度未収額	件数	繰越後の減額	件数	減額後調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数		未収額	件数
	小計	4,361,137	85	1,129,600	2	3,231,537	83	1,296,921	39	105,000	5	1,829,616	39	
H29	法人県民税	292,520	18	5,300	1	287,220	17	183,420	11	74,100	4	29,700	2	
	法人事業税	125,538	3	89,700	2	35,838	1	35,838	1					
	個人事業税	276,900	7			276,900	7					276,900	7	執行停止276,900(7)
	不動産取得税	1,988,900	7	1,749,900	3	239,000	4	153,200	2			85,800	2	執行停止85,800(2)
	自動車税	4,675,087	130	25,900	4	4,649,187	126	2,408,961	75	39,500	1	2,200,726	50	
	小計	7,358,945	165	1,870,800	10	5,488,145	155	2,781,419	89	113,600	5	2,593,126	61	
計	法人県民税	496,102	30	5,300	1	490,802	29	246,020	16	215,082	11	29,700	2	
	個人事業税	656,274	12			656,274	12	41,700	2			614,574	10	
	法人事業税	488,471	6	89,700	2	398,771	4	361,771	3	37,000	1			
	不動産取得税	4,839,276	52	2,817,640	5	2,021,636	47	153,200	2			1,868,436	45	
	自動車税	11,392,523	301	102,400	5	11,290,123	296	4,228,782	126	1,383,439	43	5,677,902	127	
	小計	17,872,646	401	3,015,040	13	14,857,606	388	5,031,473	149	1,635,521	55	8,190,612	184	
	個人県民税	220,234,527		481,246		219,753,281		60,252,188		13,598,207		145,902,886		
	総計	238,107,173	401	3,496,286	13	234,610,887	388	65,283,661	149	15,233,728	55	154,093,498	184	
H27	地方法人特別税	96,817	2			96,817	2	66,917	1	29,900	1			
H28	地方法人特別税	73,800	1			73,800	1	73,800	1					
H29	地方法人特別税	54,062	3	38,600	2	15,462	1	15,462	1					
	地方法人特別税 計	224,679	6	38,600	2	186,079	4	156,179	3	29,900	1			

② 現年度分

税 目	調定額	件数	収入額	件数	不 納 欠損額	件数	翌年度繰越		備考
							未収額	件数	
法人県民税	994,213,900	10,024	993,633,740	9,998	311,650	15	268,510	11	
県民税利子割	262,132,374	1,000	262,132,374	1,000	0	0	0	0	
法人事業税	6,028,620,000	5,241	6,027,963,600	5,237	656,400	4	0	0	
個人事業税	224,461,800	2,999	215,474,600	2,985	0	0	8,987,200	14	
不動産取得税	331,451,300	2,098	331,228,000	2,096	0	0	223,300	2	
県たばこ税	582,295,676	693	582,295,676	693	0	0	0	0	
狩猟税	115,000	13	115,000	13	0	0	0	0	
自動車税	3,016,910,083 (283,728,600)	95,938 (16,121)	3,013,860,964 (283,728,600)	95,853 (16,121)	0 (0)	0 (0)	3,049,119 (0)	85 (0)	
自動車取得税	889,554,700 (889,554,700)	26,571 (26,571)	889,554,700 (889,554,700)	26,571 (26,571)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
県民税配当割	382,351,966	6,204	382,351,966	6,204	0	0	0	0	
株式等譲渡所得割	298,869,613	204	298,869,613	204	0	0	0	0	
小 計	13,010,976,412 (1,173,283,300)	150,985 (42,692)	12,997,480,233 (1,173,283,300)	150,854 (42,692)	968,050 (0)	19 (0)	12,528,129 (0)	112 (0)	
個人県民税	6,280,780,520		6,225,478,213		136,076		55,166,231		
合 計	19,291,756,932 (1,173,283,300)	150,985 (42,692)	19,222,958,446 (1,173,283,300)	150,854 (42,692)	1,104,126 (0)	19 (0)	67,694,360 (0)	112 (0)	
地方法人特別税	2,679,995,400	3,885	2,679,466,400	3,881	529,000	4	0	0	

※自動車税、自動車取得税の（ ）の額は、中国運輸局鳥取運輸支局における証紙徴収分であり、内数である。

(2) - 1 税外収入未済額 (県税関係) (令和元年5月31日現在)

① 過年度分

該当なし

② 現年度分

税目	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税			1	14,736	2	327,321	3	342,057	
合計			1	14,736	2	327,321	3	342,057	
地方法人特別税			1	6,364	2	265,079	3	271,443	

(2) - 2 税外収入未済額 (県税関係以外)

該当なし

10 未収金回収促進のための取り組み状況調べ 【個別調査】

(1) 県税関係

取組状況	取組効果
<p>1 滞納整理の取組状況</p> <p>(1) 滞納整理の早期着手と法令等に基づいた厳正な処分</p> <p>ア 滞納整理にあたっては、早期に財産調査を実施し、併せて滞納者個々の実情把握に努め、納税資力があるにもかかわらず納付のない者に対しては、速やかに滞納処分を行う等、積極的に滞納整理を実施した。</p> <p>イ 法に規定する徴収猶予等と常に整合性を図りながら、安易に長期分納等を認めることなく、年度内完納を念頭においた滞納整理を実施した。</p> <p>ウ 分納誓約書時の給与等差押承諾書の徴取 平成26年度から自動車税督促状送付分以降の分納申出者から、国税徴収法第76条第5項に基づく給与等の差押承諾書を徴取。以前は、分納誓約書を徴取したものの不履行の者が多く、完納までに時間を要していたが、差押承諾書の徴取により早期完納に結びつけた。</p> <p>(2) 進捗管理の徹底 定期的に滞納案件の1件ごとのヒアリングを実施し、個別具体的に処理方針を決定し、滞納額の圧縮を図った。</p>	<p>左記の(1)、(2)の取組により、組織的な滞納整理を行うことで、個人県民税を除く徴収率は、平成30年度決算においても99.8%と高い徴収率を維持しており、本年度も引き続き徴収率の維持向上を図る。</p>

2 個人県民税の徴収対策

平成19年度に実施された所得税から個人住民税への税源移譲により、収入未済額が大幅に増加した。東部県税事務所全体の収入未済額の内、個人県民税は90.7%を占め突出して高く、この収入未済額の圧縮が当所における最大の懸案項目となっている。

<個人県民税の収入未済額の状況>

(単位：千円、%)

区分	19年度	28年度	29年度	30年度
東部県税事務所未済額①	512,371	271,293	238,107	221,788
うち個県未済額②	360,616	249,379	220,235	201,069
割合(②/①)	70.4	91.9	92.5	90.7
そのうち鳥取市③	320,546	209,404	189,518	175,750
割合(③/②)	88.9	84.0	86.1	87.4

※いずれの数字も出納整理期間終了時点(5月末)

(1) 鳥取県地方税滞納整理機構（任意組織）

ア 税務職員相互併任制度を発展させた形で、重複事務の解消（滞納者の負担軽減）、税込確保、徴税吏員の能力向上、法定の一元化組織の検討を目的に平成22年4月1日に発足した。

東部支部として、管内市町の個人住民税滞納事案について、地方税法第46条の規定に基づき、徴収方針決定及び進捗管理を実施し、一部の困難事案について共同で滞納整理を実施した。

イ 地方税法第48条による個人住民税直接徴収

個人県民税未済額のうち高いシェアを占める鳥取市及び八頭町、岩美町を対象とし、滞納繰越額上位の者を選定。滞納処分か納税緩和措置のいずれかに進む等、債権整理を積極的に実施した。

ウ その他の取組

アの地方税法第46条に基づく進捗管理に加え、個人住民税の滞納が無い滞納者に対しても、債権分類（滞納処分か徴収緩和等）し、徴収方針を決定することで、徴収率向上と滞納整理手法の蓄積に向けた支援を行った。

(2) 税務職員相互派遣制度

派遣先	派遣年度	派遣職員	受入職員
鳥取市	H20～21	係長級職員	主任級職員
	H22～25	課長補佐級職員	〃
	H26～27	課長級職員	係長級職員
若桜町	H21～25	係長級職員	受入なし
智頭町	H25～30	係長級職員	主事級職員

<参考>

派遣先	派遣年次	派遣職員	受入職員
岩美町	R1～	係長級職員	主事級職員

※職員の育成や滞納整理ノウハウの習得支援と連携強化を図った。

(1) 県・市町の共通滞納者への滞納整理の共同実施により、重複事務の解消及び税込確保に努めている。

※R1.5月末 (単位：(件)、千円、%)

区分	引継事案	収入済率	処理済率	収入済率+ 処理済率
東部 支部	(452) 295,145	20.7	27.0	47.7
うち 48条	(120) 56,196	34.0	45.0	79.0
中部 支部	( ) 0	0	0	0
西部 支部	(231) 90,239	27.6	52.1	79.7
うち 48条	(153) 63,599	37.0	57.3	94.3
計	(683) 385,384	20.1	29.0	49.1
うち 48条	(273) 119,795	35.6	51.7	87.3

(2) 徴収技術の向上だけでなく、派遣職員を中心に連携が進み、組織間の協力体制や信頼関係がより強固になった。



### 3 東部徴収ネットワーク

徴収現場で必要な内容をテーマとする研修会を実施した。

(1) 開催日：平成30年7月13日(金)

会場：鳥取市立図書館 多目的ホール

題名「財産調査の手法と活用方法」

会場：鳥取市総合福祉センター さざんか会館

題名「パワーアップ徴収(回収)力

～よくわかる滞納整理と徴収(回収)マネジメント～」

(2) 開催日：平成30年11月2日(金)

会場：鳥取市役所駅南庁舎 第5会議室

題名「強制執行事件(競売)、破産事件について」

題名「捜索、タイヤロックの実務

(ロールプレイングほか)」

(3) 開催日：平成31年1月18日(金)

会場：東部庁舎 講堂

題名「伝達講習：特殊財産の調査と差押の手法」

題名「伝達講習：事例検討

(グループ討議、意見交換)」

・年3回の研修会を通じて、徴税吏員個々の知識の習得、徴収技術の向上が図られ、各団体の滞納整理に寄与した。

・管内の連携、協働意識が深まり、滞納整理機構業務の円滑な実施や、共同滞納整理の実施に繋がった。

(2) 税外収入関係

取り組み対象 の未収金 〔科目・節〕	債権管理事務取 扱要領の作成の 有無	取 組 状 況	取 組 効 果
延滞金及び 加算金	有 (H29. 3. 22付税 務課長通知「税 外未収金(加算 金・延滞金・滞 納処分費)の確 保対策につい て」)	<p>1 延滞金確定時に納付書を送付し、納付のない場合には、適宜催告状送付や電話催告等により未収金の回収に努めた。</p> <p>2 延滞金の滞納者に対し、文書による一斉催告を行った。(1月)</p> <p>3 滞納者に対しては、本税完納時に税外金も同時に完納させることを強力に指導し、本税の分割納付を認める場合は、税外金完納までの納付計画を提出させている。</p> <p>4 本税の納付催告時には、延滞金・加算金の催告も併せて行った。 また、滞納処分においては、本税差押えと同時に延滞金・加算金の差押えも執行し、最大限の収入確保を図っている。</p> <p>5 確定延滞金については、平成29年2月から、調定決議している。</p>	<p>1 延滞金確定後速やかに納付催告することにより、早期に効果的な滞納整理が図れた。</p> <p>2 一斉催告により効率的な滞納整理が図れた。</p>

11. 不納欠損処分調べ

(1) 県税関係 (個人県民税を除く)

(令和元年5月31日現在)

調定 年度	科 目 (税目又は目次)	滞 納 者	納付期限	債権消滅の 起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不 納 欠 損 処 分 行 った 理 由
H29	法人県民税	①	H29. 11. 6	H30. 5. 22	H30. 5. 22	21,000	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 廃業による。
H29	法人県民税	②	H29. 5. 31	H30. 5. 24	H30. 5. 24	21,000	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 廃業による。
H27	法人県民税	③	H27. 8. 31~ H28. 1. 29	H31. 3. 25	H31. 3. 25	35,982	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 廃業による。
H28	法人県民税	④	H29. 2. 28	H31. 3. 27	H31. 3. 27	21,000	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 H30. 3. 27執行停止(地方税法第15条の7第1項第1号)
H28	法人県民税	⑤	H28. 11. 29	H31. 3. 25	H31. 3. 25	42,000	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 H29. 5. 29執行停止(地方税法第15条の7第1項第1号)
H29	法人県民税	⑥	H29. 7. 31	H31. 3. 27	H31. 3. 27	11,100	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 廃業による。
H29	法人県民税	⑦	H29. 5. 1	H31. 3. 27	H31. 3. 27	21,000	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 H30. 3. 27執行停止(地方税法第15条の7第1項第1号)
H29	法人県民税	⑧	H29. 2. 28~ H30. 2. 28	H31. 3. 27	H31. 3. 27	42,000	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 廃業による。
H30	法人県民税	⑨	H30. 5. 21	R1. 5. 28	R1. 5. 28	37,400	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 廃業による。
H30	法人県民税	⑩	H30. 7. 31	R1. 5. 28	R1. 5. 28	21,000	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 廃業による。
H30	法人県民税	⑪	H31. 1. 21	R1. 5. 28	R1. 5. 28	7,000	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 H29. 1. 31解散。
H30	法人県民税	⑫	H31. 2. 25	R1. 5. 28	R1. 5. 28	7,750	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 R1. 5. 14破産手続廃止。
H30	法人県民税	⑬	H31. 1. 4	R1. 5. 28	R1. 5. 28	21,000	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 廃業による。
H30	法人県民税	⑭	H30. 6. 22	R1. 5. 28	R1. 5. 28	139,500	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 廃業による。
H30	法人県民税	⑮	H31. 2. 28	R1. 5. 29	R1. 5. 29	21,000	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 R1. 5. 13破産手続廃止。滞納処分可能な財産なし。
H30	法人県民税	⑯	H30. 11. 19	R1. 5. 29	R1. 5. 29	21,800	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 滞納処分可能な財産なし。
H30	法人県民税	⑰	H30. 9. 28	R1. 5. 29	R1. 5. 29	12,200	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 H30. 8. 28破産手続廃止。
H30	法人県民税	⑱	H30. 5. 31	R1. 5. 29	R1. 5. 29	14,300	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 H30. 10. 11登記閉鎖。
H30	法人県民税	⑲	H31. 4. 1	R1. 5. 29	R1. 5. 29	8,700	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 廃業による。
法人県民税		24件				526,732	
H27	法人事業税	③	H28. 1. 29	H31. 3. 25	H31. 3. 25	37,000	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 廃業による。
H30	法人事業税	⑨	H30. 5. 21	R1. 5. 28	R1. 5. 28	59,000	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 廃業による。
H30	法人事業税	⑭	H30. 6. 22	R1. 5. 28	R1. 5. 28	590,900	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 廃業による。
H30	法人事業税	⑯	H30. 11. 19	R1. 5. 29	R1. 5. 29	6,500	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 廃業による。
法人事業税		5件				693,400	

調定 年度	科 目 (税目又は目次)	滞 納 者	納付期限	債権消滅の 起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不 納 欠 損 処 分 費 行 った 理 由
H25	自動車税	㊹	H25.5.31	H27.3.23	H31.3.29	10,287	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H27.3.23執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H26	自動車税	㊹	H26.6.2	H27.3.23	H31.3.29	37,400	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H27.3.23執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H24	自動車税	㊺	H24.5.31	H27.3.31	H31.3.29	60,100	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H27.3.31執行停止(地方税法第15条の7第1項第1号) 滞納処分可能な財産なし。
H25	自動車税	㊺	H25.5.31	H27.3.31	H31.3.29	67,000	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H27.3.31執行停止(地方税法第15条の7第1項第1号) 滞納処分可能な財産なし。
H25	自動車税	㊻	H25.5.31	H28.3.31	H31.3.29	29,500	「消滅時効」(地方税法第18条第1項) H28.3.31執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H20	自動車税	㊼	H20.6.2	H28.3.31	H31.3.31	30,604	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.31執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H26	自動車税	㊽	H26.6.2	H28.3.30	H31.3.31	25,200	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.30執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H26	自動車税	㊾	H26.6.2	H28.3.30	H31.3.31	32,500	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.30執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H26	自動車税	㊿	H26.6.2	H28.3.30	H31.3.31	37,900	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.30執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H27	自動車税	㊽	H27.6.1	H28.3.30	H31.3.31	2,000	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.30執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H27	自動車税	㊾	H27.6.1	H28.3.30	H31.3.31	39,600	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.30執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H27	自動車税	㊿	H27.6.1	H28.3.30	H31.3.31	8,400	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.30執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H25	自動車税	㊽	H25.5.31	H28.3.30	H31.3.29	36,100	「消滅時効」(地方税法第18条第1項) H28.3.30執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H25	自動車税	㊾	H25.5.31	H28.3.29	H31.3.31	43,400	「消滅時効」(地方税法第18条第1項) H28.3.29執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H26	自動車税	㊿	H26.6.2	H28.3.29	H31.3.31	43,400	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.29執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H18	自動車税	㊽	H18.5.31	H28.3.28	H31.3.29	65,100	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.28執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H22	自動車税	㊾	H22.5.31	H28.3.28	H31.3.29	49,500	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.28執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H26	自動車税	㊿	H26.6.2	H28.3.28	H31.3.29	39,500	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.28執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H27	自動車税	㊽	H27.6.1	H28.3.28	H31.3.29	23,000	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.28執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H25	自動車税	㊾	H25.5.31	H28.3.30	H31.3.31	43,400	「消滅時効」(地方税法第18条第1項) H28.3.30執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H25	自動車税	㊿	H25.5.31	H28.3.30	H31.3.31	34,500	「消滅時効」(地方税法第18条第1項) H28.3.30執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H26	自動車税	㊽	H26.6.2	H28.3.30	H31.3.31	37,900	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.30執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H25	自動車税	㊾	H25.5.31	H28.3.30	H31.3.29	39,500	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.30執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H19	自動車税	㊿	H19.5.31	H28.3.30	H31.3.29	12,900	「消滅時効」(地方税法第18条第1項) H28.3.30執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H25	自動車税	㊽	H25.5.31	H28.3.31	H31.3.29	58,000	「消滅時効」(地方税法第18条第1項) H28.3.31執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H25	自動車税	㊾	H25.5.31	H28.3.31	H31.3.29	56,100	「消滅時効」(地方税法第18条第1項) H28.3.31執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H19	自動車税	㊿	H19.5.31	H28.3.31	H31.3.31	43,400	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.31執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。

課税年度	科目 (税目又は目次)	件名	納付期限	債権消滅の 起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損の 処分理由
H20	自動車税	㉓	H20.7.31	H28.3.31	H31.3.31	36,500	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.31執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H20	自動車税	㉓	H20.7.31	H28.3.31	H31.3.31	18,000	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.31執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H20	自動車税	㉓	H20.7.31	H28.3.31	H31.3.31	28,900	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.31執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H21	自動車税	㉓	H21.6.1	H28.3.31	H31.3.31	7,200	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.31執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H21	自動車税	㉓	H21.6.1	H28.3.31	H31.3.31	8,503	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.31執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H21	自動車税	㉓	H21.6.1	H28.3.31	H31.3.31	2,145	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.31執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H22	自動車税	㉓	H22.8.31	H28.3.31	H31.3.31	34,500	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.31執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H23	自動車税	㉓	H23.5.31	H28.3.31	H31.3.31	20,100	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.31執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H25	自動車税	㉓	H25.5.31	H28.3.31	H31.3.31	34,500	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.31執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H25	自動車税	㉓	H25.9.2	H28.3.31	H31.3.31	20,100	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.31執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H25	自動車税	㉓	H25.9.2	H28.3.31	H31.3.31	29,500	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.31執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H25	自動車税	㉓	H25.9.2	H28.3.31	H31.3.31	14,600	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.31執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H26	自動車税	㉓	H26.6.2	H28.3.31	H31.3.31	34,500	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.31執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H26	自動車税	㉓	H26.9.1	H28.3.31	H31.3.31	45,000	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.31執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H27	自動車税	㉓	H27.8.31	H28.3.31	H31.3.31	3,700	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H28.3.31執行停止(地方税法第15条の7第1項第2号) 生活困窮による。
H29	自動車税	㉔	H29.5.31	H30.9.20	H30.9.20	39,500	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 本人死亡、相続権利者全員が相続放棄。
自動車税 計		43件				1,383,439	
本税 計		72件				2,603,571	
H27	地方法人特別税	㉑	H28.1.29	H31.3.25	H31.3.25	29,900	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 廃業による。
H30	地方法人特別税	㉒	H30.5.21	R1.5.28	R1.5.28	47,700	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 廃業による。
H30	地方法人特別税	㉓	H30.6.22	R1.5.28	R1.5.28	478,500	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 廃業による。
H30	地方法人特別税	㉔	H30.11.19	R1.5.29	R1.5.29	2,800	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当 廃業による。
地方法人特別税 計		5件				558,900	

(2) 税外収入関係

(令和元年5月31日現在)

課税年度	科目 (税目又は目、節)	滞納者	納付期限	債権消滅の 起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損額 を 行 った 理 由
	重加算金		無し				円
	小計	件				0	
	過少申告加算金		無し				
	小計	件				0	
H27	不申告加算金	③	H28. 1. 29	H31. 3. 25	H31. 3. 25	9,900	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当廃業による。
H30	不申告加算金	⑨	H30. 5. 21	R1. 5. 28	R1. 5. 28	15,900	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当廃業による。
H30	不申告加算金	⑭	H30. 6. 22	R1. 5. 28	R1. 5. 28	175,100	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当廃業による。
H30	不申告加算金	⑯	H30. 11. 19	R1. 5. 29	R1. 5. 29	1,300	「即時消滅」地方税法第15条の7第5項該当滞納処分可能な財産なし。
	小計	5件				202,200	
	加算金 計	5件				202,200	

	合計	77件				2,805,771	
	地方法人特別税 計	5件				558,900	

# 11-2 延滞金の処理

税目 区分	未納延滞金件数		金額		延滞金未納発生状況		欠損処理		延滞金収納状況		金額		備考
	前年度	本年度	(A)	(B)	前年度	本年度	前年度	本年度	前年度	本年度	(C)	(D)	
前年度調書(D)欄(H30.2.28) 前年度調書作成基準日~今年度調書作成基準日													
(((A)+(B)-(C)-(D)))													
法人県民税	68件	123件	227,451円	414,800円	28件	70件	122,151円	455,000円	93件	65,100円			
法人事業税	28件	256件	702,741円	2,705,309円	8件	176件	614,806円	2,357,044円	100件	436,200円			
個人事業税	86件	75件	3,471,318円	68,464円	20件	49件	1,253,196円	1,278,200円	92件	1,008,386円			
不動産取得税	30件	29件	2,322,529円	133,700円	17件	20件	1,547,029円	295,000円	22件	614,200円			
ゴルフ場利用税	件	件	円	円	件	件	円	円	件	円			
特別地方消費税	12件	件	16,700円	円	12件	件	16,700円	円	0件	0円			
自動車税	339件	1,011件	1,835,544円	2,082,200円	64件	313件	456,700円	2,282,222円	973件	1,178,822円			
地方法人特別税	24件	225件	478,875円	1,167,321円	3件	246件	423,337円	1,222,859円	0件	0円			
合計	587件	1,719件	9,055,158円	6,571,794円	152件	874件	4,433,919円	7,890,325円	1,280件	3,302,708円			

12 負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ

(1)負担金 該当なし

(2)補助金

予算科目 ( 賦課徴収費 )

① 国 補 分 該当なし

② 単 県 分

(令和元年5月31日現在)  
(単位:円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間 接	補助対象経費	実施計画承認 又は内示年月 日	着手年月日	額の確定 年月日	支出の状況		備 考	
				交付申請 年月日	完了年月日	検 査 年 月 日	概算払 精算払 の別	支出年月日		金 額
事業の内容			補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・実地 調査年月日				
納税貯蓄組合 連合会補助金 (平成23年度)	鳥取県東部納 税貯蓄組合連 合会		340,000	—	—	—	概算払	H30.6.29	250,000	
県税の納期内 完納の推進			(補助率:8/10)	H30.4.25	H31.3.31	—				
			250,000	H30.5.9	R1.5.28	—	精算	R1.5.29	-7,000	
単 県 分 計									243,000	



(3) 交付金

(令和元年5月31日現在)  
(単位:円)

予算科目 (目)	予算令達額	交付金の名称	支出先	交付率	支出年月日	支出金額	支出の根拠法令 名等(規約、要綱 等を含む)	備考
新規以外のもの (賦課徴収費)						342,244,107		
目計						342,244,107		
合計						342,244,107		



13 工事請負費調べ

該当なし

14 財産に関する調べ

(1) 公有財産

該当なし

(2) 金券類の受払状況

ア 金券の受払状況

(平成31年3月31日現在)

種 別	前年度末	本 年 度 中		本年度末	備 考
		受入額	払出額		
	円	円	円	円	
郵便切手及び郵便はがき	41,724	69,800	71,706	39,818	
収入印紙	22,400	30,000	31,600	20,800	
収入証紙				0	
タクシークーポン券				0	
鉄道プリペイドカード				0	
合 計	64,124	99,800	103,306	60,618	

イ タクシーチケットの受払状況

該当なし

15 財産の貸付け及び使用許可調べ  
 (1) 土地及び建物  
 該当なし

(2) 物品

(平成31年3月31日現在)

品名	数量	規格・銘柄	貸付期間	貸付料(円)		貸付先 住氏名	使用場所	貸付目的	備考
				単価	本年度の貸付料				
証紙代金 収納計器	2	SH-2010	H30.4.1 ~H31.3.31	月額・年額	無料	鳥取市丸山町233 鳥取県自動車団体連合 会	鳥取市丸山町233 鳥取県自動車団体連合会内 鳥取市安長77-1 鳥取県自動車団体連合会安長分室内	自動車税及び自動車 取得税を証紙徴収 するため	
合計					0				

16 借受不動産明細調べ  
 該当なし

17 職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ  
 (1) 職員住宅

該当なし

(2) 職員駐車場

該当なし

18 寄附物件の受納状況調べ  
 該当なし

19 備品の処分状況調べ  
 該当なし

20 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1)現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ 該当なし

(2)物品の照合

照合年月日	現物確認できなかった物品	現物が確認できなかった物品名	個 数
平成30年7月26日 ～ 平成30年8月10日	・有      (・無)		

○意見、要望等

(1)業務に関する意見・要望等

なし

(2)監査委員事務局に対する要望等

なし